

青森県報

第四千十五号

平成二十七年
七月一日
(水曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退…………… (保健衛生課) …… 一
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…………… (障害福祉課) …… 二
- 家畜人工授精講習会の開催…………… (畜産課) …… 二
- 過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行…………… (道路課) …… 二

公 告

- 汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等賃貸借契約に係る一般競争入札…………… (情システム課報) …… 三
- 地籍調査の成果の認証…………… (農村整備課) …… 四
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (同) …… 四
- 建設業者の許可の取消し…………… (下北地域局) …… 五
- 出先機関…………… (同) …… 五
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (西北地域局) …… 五

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)あつては

その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(事務局) …… 五

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体…………… (同) …… 六

雑 報

青森県個人情報保護条例第二十条第一項の規定により公立大学法人青森県立保健大学が定める開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報…………… (公立大学法人青森県立保健大学) …… 六

告 示

青森県告示第四百六十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成二十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
小川原湖クリニック	上北郡東北町上北北一丁目三四の四五	平成二七・四・三〇
さくら五戸訪問看護ステーション	三戸郡五戸町字中ノ沢二の六	二七・五・三
訪問看護ステーション弘前	弘前市大字山崎一丁目三の七	"

青森県告示第四百七十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
名称 主たる事務所の所在地	名称 所在地	所在地	
社会福祉法人 人峰寿会	五所川原市金木の 町朝日山三三三 の八	五所川原市松島 町二丁目一五	平成 二七・六・七
自立訓練 （生活訓練）	サポートセ ンター煌		

青森県告示第四百七十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十七年八月二十五日から同年九月二十五日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

二 開催場所

青森県営農大蔵（上北郡七戸町）及び地方独立行政法人青森県産業技術センター

畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人数

二十五人以上

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十七年八月十一日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百七十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第百七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工事区間	工事の種類	工事の開始の日
温泉線	三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三五の二七から 三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三九の二まで	改良（道路改良）	平成 二七・七・一

公

告

汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等賃貸借契約に係る
一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

汎用コンピュータ・WEBクライアント接続システム機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十七年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に

より、審査を受けなければならない。

2 提出部数 一部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十七年七月十五日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

4 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十七年八月十日午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟五階C会議室

平成二十七年八月十日午後二時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十七年年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年年度から平成三十一年度までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成三十二年年度の契約金額は落札価格に七を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer System 1 set

(2) Specification and quantity of other

products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

10:00 a.m. August 10, 2015

3 Contact point for the notice:

Information Systems Division
Department of Planning and Policies

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
青森市	細越	内長沢の一部

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、日

沿地区の県営土地改良事業（湛水防除事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年七月二日から同年七月三十日まで

三 縦覧の場所

平川市役所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年七月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 田中建築

二 氏名 田中 健一

三 主たる営業所の所在地 むつ市川内町熊ヶ平二六の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第六〇〇〇六〇号

五 取消年月日 平成二十七年六月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十七年三月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、砂沢溜池土地改良区の定款の変更を平成二十七年六月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年七月一日

西北地域県民局長 山 本 馨

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

平成二十七年六月十日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、五一〇人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二四〇、六八三人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 七、二三二人

西津軽郡選挙区	五、八七六
南津軽郡選挙区	六、六四六
北津軽郡選挙区	七、九三八
上北郡選挙区	二八、〇三九
三戸郡選挙区	二〇、四二六
青森市選挙区	八一、八九四
弘前市選挙区	五〇、一一〇
八戸市選挙区	六四、九九五
黒石市選挙区	九、七九七
五所川原市選挙区	一九、七三〇
十和田市選挙区	一七、六三〇
三沢市選挙区	一〇、九四五
むつ市選挙区	二一、七九九
つがる市選挙区	九、八九五
平川市選挙区	一一、二〇六

青森県選挙管理委員会告示第六十号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十七年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月一日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

岡山粕男後援会	相坂陸秀後援会	政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
吹越嘉裕	相坂一		野田頭稔	三津谷信一	○上北郡東北町字和山平三の二 東津軽郡平内町大字田茂木字家岸四三

中村正志後援会
立花功
中村とし子
むつ市小川町二丁目六六四

雑報

公立大学法人青森県立保健大学告示第一号

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第二十条第一項の規定により、開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報に次のとおり定めたので、公立大学法人青森県立保健大学が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成二十年四月公立大学法人青森県立保健大学規程第四十五号）の規定によりその例によることとされている知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）第七条第一項の規定により告示し、平成二十年四月三十日公立大学法人青森県立保健大学告示第一号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）及び平成二十年八月六日公立大学法人青森県立保健大学告示第二号（青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報）は、廃止する。

平成二十七年七月一日

公立大学法人青森県立保健大学

理事長 上泉和子

開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報	個人情報取扱事務の名称	保有個人情報の項目	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
	青森県立保健大学 入学者選抜試験 (一般入試)	大学の試験センター 試験の教科・科目 別得点、個別学力 検査の得点並びに 総合得点及び総合 順位	五月一日から 一月間	青森県立保健大学 事務局教務学生課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭